

皆さまの事業を応援 商工業補助金のご紹介

問 商工観光課 商工観光係
☎79-7929(直通)

原村起業チャレンジ補助金

新たな起業、村内で開業をしようとする方、又は開業して間もない方の事業計画を審査により認定し、事業経費の一部を補助します。

■応募対象者

村内に事業拠点を設け、新たに創業、もしくは実質的な事業開始から3年以内の個人・中小企業者等

■対象事業

製品やサービス等に優位性(新規性、創意性、強み、競争力、差別化等)があり、他の競合企業より優れている事業

■補助対象経費

対象事業を実施するために当該年度内において必要とする旅費、拠点開設費、原材料購入費、技術導入費、人件費、開業手続費、広告宣伝費

■補助金額

審査により計画の優秀度に応じて50万円以内を補助します。

■本年度申請締切り

令和6年1月31日(水)

■応募方法

起業チャレンジ計画応募申込書を役場1階商工観光課商工観光係へ提出してください。
※応募は1人又は1社につき1計画に限ります。



原村ワーケーション施設等整備促進事業

新しい働き方として広がりを見せているリモートワーク。会社以外の場所で仕事をするリモートワークと休暇(バケーション)を一体化させた過ごし方が“ワーケーション”と言われています。

過ごしやすい原村の気候と自然環境を活かしたワーケーション施設等を新たに整備する事業者の皆様に補助金を交付しますので、ぜひご活用ください。

■対象者

- (1) 企業等の利用に供するワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペース施設等を村内に新たに整備する企業等
- (2) サテライトオフィスを村内に新たに開設する村外の企業等

■交付額

上限100万円 補助率2分の1以内

■申請方法

村ホームページ又は、商工観光課窓口にある申請書に必要書類を添えて窓口へ提出。

■本年度申請締切り

令和6年1月31日(水) 予算の額が達成するまで

■事業着手

事業完了後の申請は受け付けません。交付決定後の事業着手となりますので、ご注意ください。



商工業活性化補助金

村内に事業所を有し3年以上営業している商工業者に対して、必要な費用の一部を補助します。

■対象事業

直接生産向上につながる施設や設備
※令和5年度内に行った事業に限ります。

■対象費用、補助率

- 店舗、工場棟、宿泊棟の新築又は増改築にかかる費用
 - ・新築 5%以内、限度額50万円
 - ・増築及び改築 5%以内 限度額25万円
- 償却資産の更新、又は新規導入にかかる費用
 - ・3%以内 限度額10万円 (1者の年度上限額20万円)
- 製品の研究、開発にかかる費用
 - ・限度額20万円
- ISO(国際標準化機構)等、規格取得に要した費用
 - ・50%以内 限度額50万円



中小企業振興資金(融資制度)

村内の工場、事業所の皆さんに健全な企業に発展し、大きく飛躍していただくために村が低利で融資を行います。

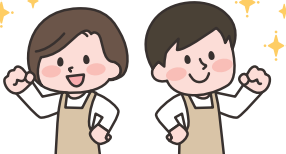
融資は、長野県信用保証協会の保証付き融資で、この際に必要となる信用保証料を村が全額補助しています。(県制度資金については資金の一部を除き、県及び村で補助しています。)

■取扱い金融機関

諏訪信用金庫原支店、
八十二銀行(茅野・富士見支店)、
長野銀行茅野支店



申請前にぜひ
窓口でご相談
ください!



村では、高齢化などによる農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農産物の品質向上や生産者の負担軽減対策、農業生産にかかわる環境への配慮、有害鳥獣被害対策など、農業振興を図ることを目的に、次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

令和
5年度

農政補助事業

問

農林課 農政係
☎79-7931(直通)

野菜花き作期拡大事業

パイプハウス、被覆材等の導入を進め購入費の一部補助をし、作期の拡大を図ります。

対象資材 ビニールハウス・霜除け用被覆材

補助率 購入費の10%以内

農地流動化補助事業

農地の借り手農家などに対し補助金を交付します。

補助率 借受農地面積10aあたり3,000円

有機栽培産地確立事業

村内で生産されたバラ堆肥購入代金及び運搬・散布費の一部を補助します。

対象資材 堆肥・運搬・散布費(堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象)

補助率 購入費等の20%以内

農業後継者育成事業

農家の担い手確保を目的に、次の要件全てに該当する農業後継者に補助金を交付します。

(1) 村内に住所を有し、村内で農

業を行う農業後継者が、農業経営者に代わって認定農業者となり、認定農業者になってから5年以上農業経営を続ける意志のある方。

(2) 認定農業者となった日における年齢が50歳未満で、認定されてから2年以内に交付申請書を提出した方。

補助金額 20万円(1回のみ)

農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため、資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

補助率 各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条で定める率

農業近代化資金融資利子補給事業

特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

補助率 融資に係る利子の1%以

内

有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

対象資材 防護柵、防護ネットなど

補助率 購入費の30%以内

原村6次産業化支援事業

6次産業化に必要なとなる機械器具・施設整備に要する経費に対して補助金を交付します。

対象資材 機械器具購入、施設整備

補助率 経費の1/3以内

(上限額100万円)(1回のみ)

原村ワイン用ぶどう苗木購入等補助事業

ワイン用ぶどう苗木の購入及びトレリス等の設置に要する経費に対して補助金を交付します。

対象資材 ワイン用ぶどう苗木、トレリス等

補助率 経費の1/3以内

(上限額各20万円)

経営継承・発展等支援事業

中心経営体である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けて農業発展の取組を行った後継者へ補助金を交付します。

補助金額 100万円(1回のみ)

※農業後継者育成事業を受けたことがある方は対象外です。



補助事業の詳細、申請方法につきましては下記よりご確認ください

